

新型コロナウイルス(COVID-19)による

認定単位取得期間 猶予の特例について

本年3月1日～5月31日の間に認定期限を迎えられる神奈川県薬剤師会 認定薬剤師の皆さんが新型コロナウイルスの理由で、期限内に必要な単位を取得することが困難になった方を対象に、(必要単位を取得済みの方は通常どおり申請してください)単位取得期限を最大3ヶ月間延長します。

この特例によって更新申請を行った場合の更新認定日は、通常の更新認定がなされた場合と同じ日になります。例えば、令和2年3月31日が更新認定日の方が、3ヵ月延長して6月30日になった場合でも、次回の更新認定日は従来の認定日が起点になります。

また現在認定薬剤師を継続中の皆さまが、この期間単位取得できないため年間5単位、倫理研修、P S 1 毎年取得、地域保健活動等の神奈川県薬剤師会認定薬剤師認定要件を達成できない場合につきましては、個別に検討いたします。

ただし、本特例は今後の動向により改定することがあり、その際は改めてご案内します。

以上ご理解の程よろしくお願いします。

神奈川県薬剤師会 生涯学習委員会